

高崎都市計画道路の変更(3・4・18号高崎前橋線の変更)に係る
県見解について

1. 公聴会概要

- 日時：令和7年10月30日(金) 午前10時から午前10時10分
- 場所：高崎合同庁舎3階302会議室
- 公述人：1名
- 傍聴人：2名

2. 公述意見に対する都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<ul style="list-style-type: none">● 高崎市都市計画道路の変更(3・4・18号高崎前橋線の変更)について <p>1. 高崎市的人口減少に伴う道路工事の必要性について 高崎市では人口の減少が進んでおり、それに伴って道路交通量も減少すると考える。そのような状況下で、今回の道路工事に約30数億円もの費用をかけることに対して疑問を感じる。カーナビやスマートフォンと連携した「インフォメーション道路」などのシステム整備の方が、将来的な投資として有効ではないか。</p> <p>2. 土地の買収に関する基準と対応について 土地の買収にあたって、明確な基準を示していただきたい。また、土地が買収されることで駐車場が使用できなくなることへの対応についても、説明をお願いしたい。</p> <p>3. 交通量の混雑状況について 同一路線の延長線上において、国土交通省HPに記載の渋滞率(R3年現況交通量調査結果)が半減している箇所があることについて、説明をいただきたい。</p>	<p>意見は都市計画変更の内容と直接関係のない道路事業に関するものであるが、今回の都市計画変更は、3・4・18号高崎前橋線の江木町交差点から芝塚町交差点までの車線数について、将来交通量推計の結果に基づき、6車線から4車線に変更するものである。将来交通量推計結果が妥当であることを確認していることから都市計画の変更については県原案のまます。</p> <p>なお、道路事業に関する事項については、別添の事業者見解のとおり。</p>